

水道料金の減免措置について

神奈川県企業庁

児童扶養手当等を受けているご家庭及び民間社会福祉施設などにつきましては、水道料金が減免されますので、お知らせします。

なお、減免対象、申請方法などは次のとおりです。

減免対象世帯等		減免額	申請手続に必要なもの
①	児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当法により児童扶養手当を受けている方がいる世帯	基本料金及び基本料金に係る消費税等相当額 〇 児童扶養手当証書 〇 特別児童扶養手当証書 〇 国民年金・厚生年金保険年金証書 〇 療育手帳 〇 身体障害者手帳 〇 精神障害者保健福祉手帳 〇 介護保険被保険者証 〇 療育手帳 〇 身体障害者手帳 〇 精神障害者保健福祉手帳
②	特別児童扶養手当受給世帯	特別児童扶養手当等の支給に関する法律により、特別児童扶養手当を受けている方がいる世帯	
③	遺族基礎年金受給世帯	遺族基礎年金を受けている方がいる世帯	
④	知的障害者世帯	児童相談所又は知的障害者更生相談所において最重度(A1)又は重度(A2)の知的障害と判断されている方がいる世帯	
⑤	身体障害者世帯	身体障害者手帳に障害の級別が1級又は2級と記載されている方がいる世帯	
⑥	精神障害者世帯	精神障害者保健福祉手帳に障害の級別が1級と記載されている方がいる世帯	
⑦	要介護者世帯	要介護認定を受けた方であって、該当する要介護状態区分が要介護4又は要介護5の方がいる世帯	
⑧	重複障害者世帯	次の2以上に該当する方がいる世帯 ・ 中程度の知的障害(療育手帳B1、又はB2程度)と判断された方 ・ 身体障害者手帳に障害の級別が3級と記載されている方 ・ 精神障害者保健福祉手帳に障害の級別が2級と記載されている方	
⑨	障害者就労施設	障害者総合支援法に規定する次の施設 障害者支援施設、地域活動支援センター 生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う施設	
⑩	障害者グループホーム	障害者総合支援法に規定する次の施設 共同生活援助を行う施設、福祉ホーム	

老人ホーム等の施設に入所されている場合や入院されている場合は対象外となります

算定した水道料金に10分の2を乗じて得た額

1. 受付場所は、水道営業所です。ただし、上記①・②に該当する場合は、保健福祉事務所(町にお住まいの方)又は市福祉事務所(市にお住まいの方)でも申請書をお受けします。
2. 申請の際には「申請手続に必要なもの」欄の各書類と「上下水道使用量のお知らせ」又は「上下水道料金領収書」などお客様番号が確認できるものをご用意ください。
3. 詳しくは、水道営業所へお問い合わせください。